

学校教育課からのお知らせ

市立高校

生徒募集のお知らせ

松山高校

働きながら学ぶことのできる夜間定時制(修業年限4年)の高校です。

成人対象特別入学者選抜

◆募集人員：普通科・若干名

◆出願期間：2月2日(火)～2月4日(木) 正午から午後8時まで

※郵送による出願については2月4日(木)の午後8時までに到着したものに限る

◆試験日／会場：2月16日(火)／松山高校

一般入学者選抜

◆募集定員：普通科40人から成人対象特別入学者選抜による合格者を除いた人数

◆出願期間：3月22日(火)～24日(木) 午前9時～午後5時(24日は正午まで)

※郵送による出願は23日(水)の午後5時までに到着したものに限る

◆試験日：3月25日(金)

◆会場：松山高校

◆合格発表：3月30日(水) 午前9時から正午まで

問 松山高校 ☎22・3618

宇治高校

不登校ぎみの生徒や基礎学習を望む生徒が、ゆったりと学習できる昼間定時制(修業3年以上)の高校です。

一般入学者選抜

◆募集定員：普通科・40人

◆出願期間：2月25日(木)～29日(月) 午前9時～午後5時(29日は正午まで)

※郵送による出願は26日(金)の午後5時までに到着したものに限る

◆試験日：3月10日(木)

◆会場：宇治高校

◆合格発表：3月18日(金) 午前9時から正午まで

問 宇治高校 ☎29・2004

スポーツ振興課からのお知らせ

愛らび高梁ふれあいマラソン

交通規制のお知らせ

「第37回市民健康づくり愛らび高梁ふれあいマラソン」の開催に伴い、下記のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、大会成功のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆日時：2月14日(日) 午前9時30分～午前11時20分

◆場所：下コース図のとおり(■の部分が交通規制されます)

◆その他

▽自動車などで通行する際には、ランナーの走路を確認の上、安全運転をお願いします。

▽交通安全上、係員が誘導します。安全確保のため、指示に従ってください。

▽国道180号から段町に入り、高梁中央病院(南町)に抜ける道路は渋滞が予想されますので、規制中の進入は、ご遠慮ください。



▽ランナーが通過し、安全が確認され次第、部分的な通行が可能となる場合があります。

問 (一社)高梁市体育協会

☎21・0337

監理課からのお知らせ

物品調達等入札参加資格

審査申請の補充受付

市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託(測量、建設コンサルタントを除く)の契約を希望する場合、事前に市への登録が必要です。ただし、指名や契約を約束するものではありません。

昨年度に平成27・28年度分の申請受け付けを行いました。今回は新規の希望者を対象に補充受け付けを行います。

補充受け付けで登録しようとする事業者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、持参か郵送により監理課へ提出してください。

申請書は監理課、各地域局、各地域市民センターに備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆受付期間：2月1日(月)～2月29日(月) (土・日曜日、祝日を除く) ※郵送の場合は2月29日(月)必着

◆受付場所：監理課

〒716・8501 高梁市松原通2043

◆主な登録種目の内容

【物品】文具・事務用機器、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板・標識、衣料繊維・ゴム・皮革、日用品、薬品類、医療機器、理化学・測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食料品など全ての物品

【役務・業務】清掃等、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報・通信サービス、クリーニング、害虫駆除、運送、レンタル・リース(〇A機器を除く)などの役務・業務委託
※詳細は申請書類等でご確認ください。

◆登録の有効期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日(1年間) ※今回は平成27・28年度登録の補充受け付けのため、有効期間は1

◆注意事項

①申請書と添付書類は、A4フラットファイルにまとめて提出してください。

②「物品」「役務・業務」の両方を申請する場合には、それぞれ別冊子としてください。

③フラットファイルの表紙と背表紙に表題(例：〇〇入札参加資格審査申請書)と会社名を表記してください。

◆その他

▽競争入札や見積もり合わせに該当しない少額な取引(1件の予定価格が10万円未満)のみを希望する市内事業者については、「高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録制度」への登録が必要です。詳細は市ホームページなどでご確認ください。

問 監理課契約管理係

☎21・0235

市民課からのお知らせ

みんなで目指しましょう

人権の尊重される社会

日本国憲法第14条に規定されているように、全ての国民は法の下の平等を保障されています。

一人一人が生活や活動の中で、お互いを尊重し合い、全ての人がかけがいのない存在として尊重される社会を築きましょう。

①「身元調査」などを拒否しましょう。

②「えせ同和行為」を排除しましょう。

③インターネット上の差別書き込みを根絶しましょう。



問 市民課市民協働係

☎21・0254